

5. 計画推進のための留意事項

1) まちづくりに関わる各主体の連携体制の確保

＜まちづくりは住民や民間事業者が主役＞

- ・ まちは本来、住民や民間事業者が主役となってつくり上げられるべきものである。行政単独では、基盤整備はできても、真のまちづくりや活性化を図ることはできない。また、地方公共団体の財政状況が厳しさを増す中で、まちづくりにおいて行政が資金面で主導・支援できる範囲は小さくなってきている。
- ・ 望ましいまちづくりを実現するためには、民間事業者による合理的経済活動がまちづくりの方向性と一致するように、行政がビジョンを明示することが求められる。また、住民がまちづくりを主体的に担うことで、まちづくりの推進力が高まり、加速度的にまちづくりが進む。
- ・ 行政としては、住民や民間事業者から見た不確実性のリスクを回避し、誘導していくことも必要である。また、明確なビジョンを示すことにより民間事業者に予見可能性を与え、リスクの低減に努めるほか、民間事業者が公的な政策目標の実現に寄与する場合には、インセンティブを明示し、人（担い手支援・コーディネート等）・もの（周辺のインフラ整備等）・金（補助金、公的出資・融資等）等の支援を積極的に行う。

＜観光まちづくりにおける各主体の役割分担＞

- ・ 行政は、①担い手育成、②指針作成、③専門家派遣、④社会実験的な取組み、といったことが役割となる。
- ・ 住民、民間事業者には、これらを踏まえながら、全体の方向性を伸ばす取組みを展開し、地域全体を牽引する推進力となることが期待される。
- ・ 行政は、“芽だし”が重要であり、その後、動き出すまでの助走期間や動き始めた際の支援施策を実施し、住民や民間事業者の取組みに対するモチベーションアップや仲介を行う。

＜富士河口湖町観光立町推進条例における役割分担＞

- ・ 条例では以下のように定めている。

●住民

- ・ 町民は、観光立町の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
- ・ 町民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。

●観光産業

- ・ 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより地域の活性化に努めるものとする。
- ・ 観光事業者は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

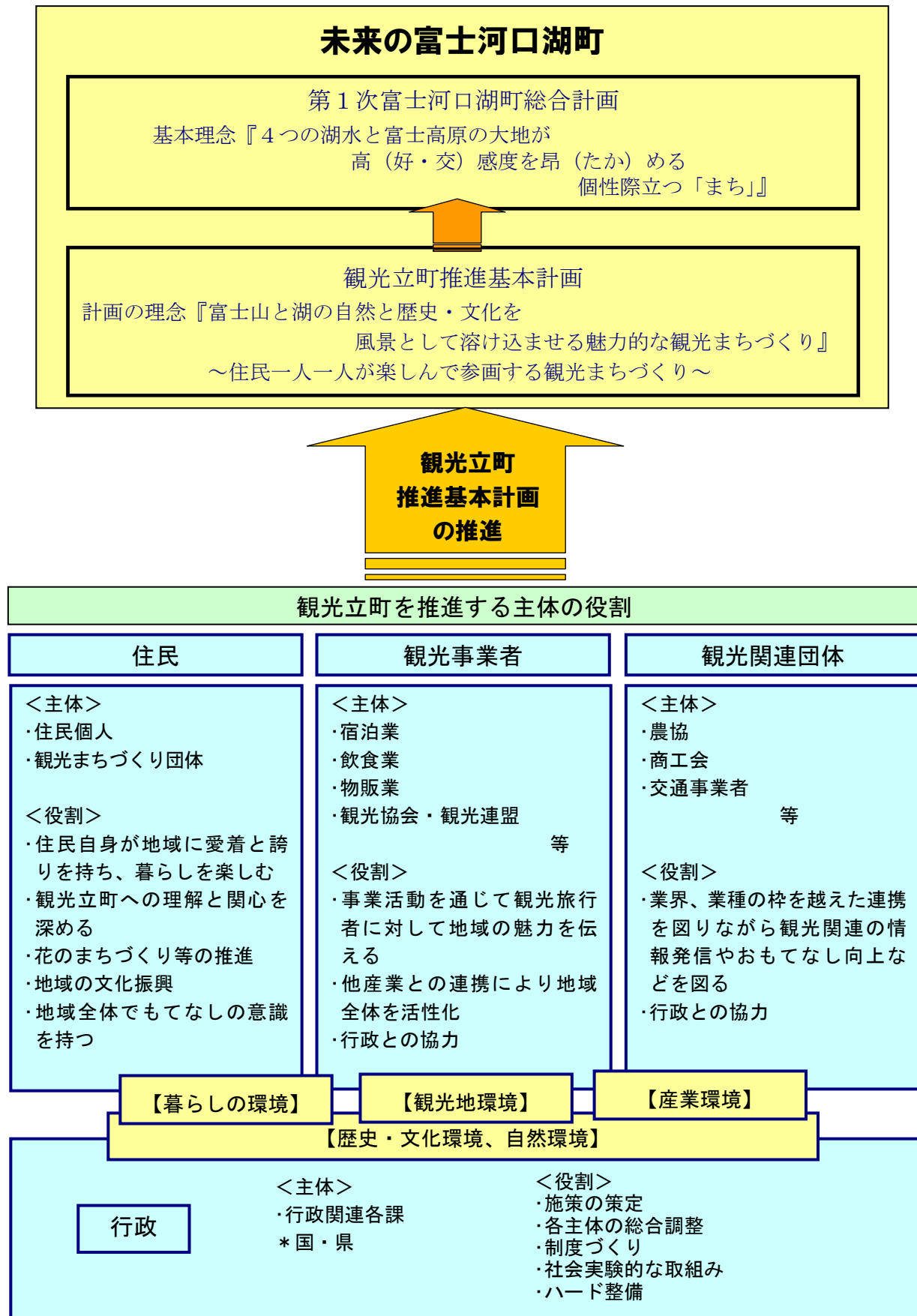
●関係団体

- ・観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行なうよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。
- ・観光関係団体は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

●行政

- ・町は、条例に規定する基本理念に則り観光立町の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- ・町は、町、町民、観光事業者、観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行なうものとする。

■官民の役割分担による計画の推進



2)計画推進の仕組み

<庁内>

(1)計画づくりと達成目標の検証およびその成果の公表

- ・10ヶ年計画の前期・後期で施策の検証を行い、計画の進捗を評価する。また、主導施策を中心として、毎年、3年先を見据えた実施計画について検討を行い、その進捗・成果について公表を行う。
- ・計画の検証は、町長を座長とした観光立町推進会議が行う。検証は役場や町内の観光関係者だけではなく外部の専門家の視点を入れることが重要であるため、観光立町推進会議には観光まちづくりに関する専門家（学識経験者等）数名にも委員として委嘱することとする。

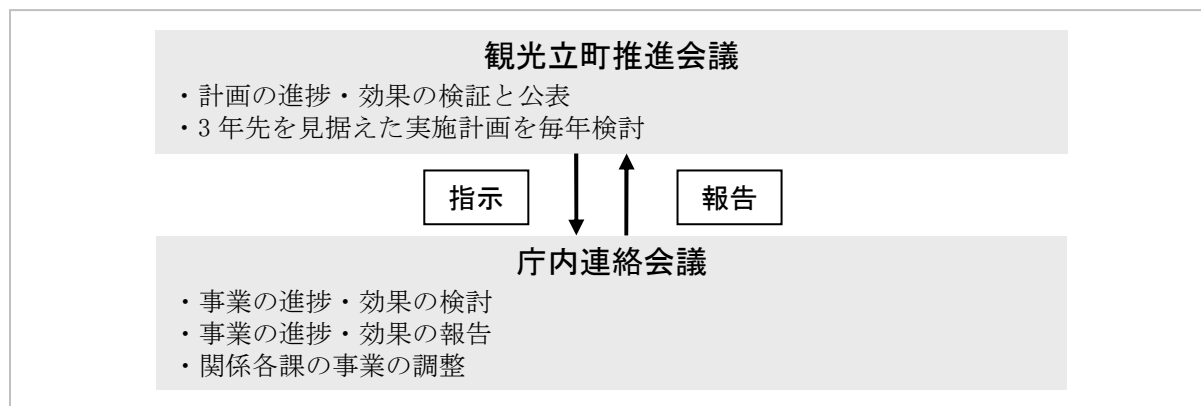
(2)観光立町推進会議への進捗・達成度の報告の義務付け

- ・計画の進捗等の検証については、観光立町推進会議において行うこととしているが、その内容については、役場内関係課や、民間団体等から十分に情報収集した上で推進会議へ報告を行うものとする。

(3)庁内関係課の連携による計画の推進

- ・観光立町推進会議における意見を踏まえ、町全体として事業がスムーズに流れるように庁内連絡会議にて、各課での事業調整を行う。

■富士河口湖町観光立町推進体制図



(4)基本計画実施に係る予算措置への配慮

- ・関係課が事業調整を行いながら、更に限られた予算の中で、いかに事業を推進するかについては、
 - ①国・県の予算の活用
 - ②特別財源の活用
 - ③事業効果の検証を行い、事業の統合、廃止、新設を柔軟に行う（スクラップフォービルド）といった手法で予算措置を講じる。

＜国・県との関係＞

○国・県の施策の活用

- ・富士河口湖町は、山梨県の観光を牽引する町であると同時に、富士北麓として、日本における代表的な観光地である。そうした意味から、環境整備などに関しては、国や県の重点的な事業推進を導入すべきである。
- ・具体的な環境整備の内容としては、日本を代表する観光地として世界に恥じない整備が望まれるエリアであり、以下のようなものがあげられる。
 - 船津浜の整備
 - 主要観光動線の電線埋設
 - 国立公園を代表する拠点整備
 - 国県道の重点的な整備
 - 観光交通のターミナル機能の充実（大池）

○地域力を育む

- ・金融危機等による財政危機も相まって、地方に対する国の支援は、“選択と集中”に移っている。
- ・国や県との関係を築き、支援を得るためには、“地域の熱意”を示すことも重要であり、このためには、地域の“人”、“もの”、“金”、“情報”を集中させ、事業を着実に成功させる“組織力＝地域力”が必要となっている。
- ・この地域力を育むためには、実践によるノウハウの蓄積が最も重要であり、近道でもある。従って、失敗を恐れずに挑戦することが重要である。失敗は成功の元であり、その中での成功体験が蓄積されなければ、本物の地域力は育たないといえる。
- ・従って、失敗も見込んだ“試行”が特に重要であり、“試行の仕組み”づくりを行うことが求められるが、この点においては、人にノウハウが蓄積し難い行政よりも、住民や民間企業にによって組織する民間の“観光まちづくり組織”に期待されるところが大きく、観光まちづくりの“人財（材よりも財）”育成を主眼にした施策を講じることが行政の役割である。

＜地域・住民組織＞

○観光まちづくり組織の自立促進

- ・観光まちづくりは、観光という現象を活用した“まちづくり”であるが、観光まちづくり組織は、地域においてその推進力（エンジン）となるものである。
- ・また、まちづくりは、住民が自らの暮らす場所を豊かにしていこうとする“不断の取り組み”であり、“関心を持つ”ことが第一歩で、さらに、“関心を維持”することが求められる。
- ・従って、自立促進としては、住民の関心を如何に維持するかという点が最も重要であり、そのために、機会、人材、場所、お金をバランス良く提供していくことが求められる。
- ・「町民自ら考え、町民自ら取り組む」ことが理想であり、町民の主体性と創意工夫によって自ら地域づくりやまちづくりを担う町民自治への発展を目指し、町民が町政に幅広く参画できる仕組みづくりをめざす。

- ・行政が支援を行い、地域住民の相互交流を促進していくことで、地域住民の「自己責任」「自己決定」「自己実現」の考え方を促し、地域住民と行政とがパートナーシップを築きながらまちづくりを進めていくことが求められる。

■新潟県村上市における住民共同出資型の施設経営(事例:さんぼく生業の里)

- ・コミュニティビジネスとして地域住民が出資して立ち上げを行うケースも増加している。地域の主婦たちが集まって、地域の食文化を中心に暮らし全般の伝統文化を継承しながら現代に活かしていく取組みを観光交流を活用して行っているものも少なくない。



＜さんぼく生業の里＞

- ・古代伝統の織物「しな織り」を中心とした地域資源を活用し、多くの人と交流を図ろうと、平成12年10月に山熊田集落の有志と、町内の有志により「さんぼく生業の里企業組合」を設立し取組みを開始した。
- ・集落内の施設「さんぼく生業の里」で、「しな織り」、「アク笹巻き」などの生業体験の受け入れや、秋には町の特産品の「赤カブ漬け」を体験するイベントなどを開催し、多くの人々と交流を図っている。
- ・集落の五世帯が一世帯当たり百万円を出資することで決まり、これを基金に活動の第一歩を踏み出した。
- ・しかし、総額五百万円では心細かったため、集落外の人にも賛同を呼びかけ、八人の賛同者から新たに五百五十万円の出資を得て、合計千五十万円の出資金でさんぼく生業の里企業組合を設立した。
- ・活動の拠点として集落の入り口にあった空き家を譲り受け、県・町から補助金を受けて約二千六百万円を投資し、平成12年12月に「体験工房」が竣工した。

■まちづくりファンドの取組み

- ・地域住民が中心となった事業の立ち上げ、運営に際して資金的な支えとなる仕組みとして“まちづくりファンド”という考え方もある。
- ・先進的なものとして、世田谷のまちづくりファンドなどがあるが、この他にも、(財)民間都市開発推進機構ではまちづくりファンドへの支援を行っており、ファンドそのものの立ち上げをサポートしている。
- ・儲けることが目的ではなく、地域に必要なものを、地域住民からの出資によって創りだしていくという考え方は自立した地域づくりの基礎となるものである。

■自立型まちづくり組織(エリアマネジメント組織)づくり

- ・地域のまちづくりを進める上では、自立したまちづくりが重要であるが、これを進めるためにも“エリアマネジメント”を行う組織づくりは重要である。
- ・熊本市には、中心商店街の代表等が集まった“熊本城東マネジメント”が設立されている。
- ・各店舗ビル所有者が個別に契約しているゴミ処理などを一括して契約してコストを抑制し、浮いた費用の一部を市街地再生ファンドとして積み立て、自己資金で街づくりに再投資する仕組みを実践している。

3)適切な観光統計の実施

<既存調査の活用>

- ・現在、富士河口湖町において把握している観光関連の統計数値は、公共が整備した観光施設の入り込み数が中心であり、民間の集客施設や宿泊施設の情報を元にした、日帰り観光客数、宿泊観光客数は、ともに山梨県の統計を使用している。
- ・宿泊統計に関しては、国が『宿泊旅行統計調査』を実施している。町内での調査対象は33施設であり、山梨県の調査のおおよそ半分の数値ではあるが、今後の宿泊の動向を把握する上では貴重なデータとなる。
- ・日帰り客数に関しては、山梨県が毎年アンケート調査によって統計をまとめており、当面はこの統計を活用することが望ましい。
- ・この他、レジャー白書やJ N T Oの実施する国際観光に関する調査や、入湯税や法人税のデータも観光の動向を把握する上では貴重な調査である。それらを活用していくことがまず求められる。

<調査内容に適した手法の採用>

- ・アンケート調査は、母集団とサンプルの関係性を想定し、設問を行う必要がある。
- ・例えば、施設などの改善点等を調査する場合、“不満を持っている人（の内のアンケートに答える余裕のある人）”を母集団として、その内の“何割が何に対して不満を持っているか”といった設問を行うことは可能だが、来訪者全員に調査を行って属性等も含めて正確な割合を割り出すことは不可能に近い。
- ・場合によっては、数を集めるよりも、体験者などに集まってもらって座談会を行ったり、数名に深くヒアリングを行うといった手法も効果的である。
- ・従って、まずは何を把握したいのかということを明確にし、そのためにどの程度のサンプルを集める必要があるかを想定し、効果的に把握ができるように、出口での聞き取り調査やIT環境を活用する等、内容に対応した調査手法を採用することが望ましい。

<新たな統計調査>

- ・国や県の統計だけでは、宿泊施設のタイプや、実際の来訪者のタイプなどが十分に把握できるとは言えず、町独自の調査も必要となる。
- ・この状況を受けて、町では平成20、22、25年度に聞き取り型のアンケート調査を実施しており、この調査を継続して行うことが望ましいが、今後は更に、ウェブアンケートの活用など、より効果的・効率的な調査手法についても検討していく必要がある。
- ・この他に、町内の観光業の状況を把握することは重要であり、宿泊施設、観光施設等の入り込みを町で把握できるように観光協会などに働きかけを行う必要がある。

4) 世界文化遺産登録を踏まえた取組み

- ・平成 25 年 6 月 22 日に富士山および関連する文化財群が「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の名で世界文化遺産に登録された。
- ・今後、2～3 年後を目途に保存管理計画を策定し、同計画に基づく対応を図っていくことになるが、対応が不十分と判断された場合には、登録を取り消される可能性もある。そのため、観光面においても観光資源の保全型利用[※]を徹底し、その手法を根付かせていくことが求められる。
- ・富士河口湖町の観光のベースは富士山と湖を中心とした自然環境であり、これを良好な状態で維持する利用手法を徹底することが求められる。そのため、富士河口湖町自然共生研究室や山梨県環境科学研究所等の研究者・機関と連携し、環境負荷に関する必要な調査・研究を行うことも求められる。
- ・町内で開発行為を行う際には、文化的な資源も含めて環境が維持され、持続的な活用が可能かどうかの検証が必要である。
- ・環境保全・維持に対する検証と活用の仕組み、それを支える住民組織づくりという、一連の流れを保全型利用の手法として確立していくことが求められる。

※保全型利用：里山環境などのように、手を入れることで環境が保全されるようなケースについて保全型利用と呼ぶ。

付属資料

- 富士河口湖町観光立町推進会議 委員名簿 …… 付-1
- 富士河口湖町観光立町推進条例 …… 付-2

■富士河口湖町観光立町推進会議 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名
会長 渡邊 凱保	富士河口湖町長
佐藤 安子	富士河口湖町議会議員
林 正則	河口湖商工会会長
井出 常済	河口湖観光協会会長（富士河口湖町観光連盟副会長）
三浦 美信	西湖観光協会会長（富士河口湖町観光連盟副会長）
渡辺 光彦	本栖湖観光協会会長（富士河口湖町観光連盟副会長）
山下 茂	河口湖温泉旅館組合理事長
渡辺 節子	男女共同参画推進委員会会長
羽田 耕治	横浜商科大学 商学部 教授
松坂 健	西武文理大学 サービス経営学部 教授
梅川 智也	財団法人日本交通公社 理事・観光政策研究部長

■富士河口湖町観光立町推進条例

○富士河口湖町観光立町推進条例

平成 19 年 3 月 22 日

条例第 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本的施策

第 1 節 富士河口湖町観光立町推進基本計画等(第 7 条・第 8 条)

第 2 節 魅力ある観光地の形成(第 9 条—第 11 条)

第 3 節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第 12 条・第 13 条)

第 4 節 国際観光の振興(第 14 条・第 15 条)

第 5 節 観光旅行の促進のための観光の整備(第 16 条—第 22 条)

第 3 章 富士河口湖町観光立町推進会議(第 23 条—第 27 条)

附則

歴史的な世界のシンボルであり日本のランドマークとしての「富士山」を湖とともに与えられた富士河口湖町地域は、風光明媚な自然環境の中で豊富な観光資源に恵まれ国内外から多くの観光客を迎えている地域である。

その恵みを受けた当町では、五感文化構想を基軸として観光施策を展開するとともに四季折々のイベントを催行する等、通年型観光地を目指しているところである。また、未来に向けて、更なる誘客促進と国際的な交流・観光への対応、あるいは他の地域間との交流・連携に向けた「世界に向けた観光エリア」としての存続、実現のために歴史的行事と新しい生活様式を織り交ぜたイベントを催行すること等により、日本文化と諸外国文化の融合による日本と世界各地域間のコミュニケーションの更なる増進と、当町地域住民また日本国民の更なる国際的文化の向上への啓発が期待されるものと確信しているところである。

同時に、当町の発展は観光振興施策と並行したものであり、当地域の観光産業の振興、発展、醸成は、即ち、地域住民の生活基盤を支えるものとして、かつ、観光事業は、正に、地域住民の生活に密接不可分なものであるといえる。

当町では、これら揺らぐことのない地域の環境を礎にし、「観光立国推進基本法」の目的に準拠した地域における観光産業の国際競争力の強化及び観光振興に寄与する人材の育成をもって、未来に向けて、より一層の国際観光交流に邁進するものである。

よって、ここに、富士河口湖町観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、観光立町を実現するための基本理念を定め、町の責務並びに町民、観光事業者(主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。以下同じ。)及び観光関係団体(観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を

目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、観光立町の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本町経済の持続的な発展及び町民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光立町の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取り組みを尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、観光旅行を推進することは町民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある町民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

2 観光立町の実現に関する施策は、町内外の観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。

3 観光立町の実現に関する施策は、本町が世界のシンボルであり日本のランドマークとしての富士山を湖とともに与えられた地域として、自然環境の中の豊富な観光資源を提供すべき役割に鑑み、観光を通じた国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立って講じられなければならない。

4 観光立町の実現に関する施策を講じるにあたっては、観光が、町及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることに鑑み、町、町民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に則り、観光立町の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町、町民、観光事業者、観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取り組みを進められるよう総合調整を行うものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、観光立町の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 町民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取り組みに参画するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第5条 観光事業者は、基本理念に則り、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第6条 観光関係団体は、基本理念に則り、業界及び業種の枠を越えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、町が実施する観光立町の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 富士河口湖町観光立町推進基本計画等

(富士河口湖町観光立町推進基本計画)

第7条 町長は、観光立町の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、富士河口湖町観光立町推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光立町の実現に関する施策についての基本的な方針
- (2) 観光立町の実現に関する目標
- (3) 観光立町の実現に関し、町が総合的かつ計画的に講じるべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立町の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ、町民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第23条に定める基本富士河口湖町観光立町推進会議の審議を経るものとする。

4 町長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第8条 町は、観光立町の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第2節 魅力ある観光地の形成

(国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第9条 町は、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第10条 町は、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設等の総合的な整備)

第11条 町は、観光旅行者の国際競争力及び国内競争力の高い観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

第3節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の競争力の強化)

第12条 町は、町内の観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、産業、地域の伝統的文化体験施設等を活用した産業観光など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第 13 条 町は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

第 4 節 国際観光の振興

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第 14 条 町は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本町の自然、伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、地域内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議、国際交流スポーツ等の誘致の促進、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入れ体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

(国際相互交流の促進)

第 15 条 町は、本町と外国との間における経済交流、青少年による国際交流等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。

第 5 節 観光旅行の促進のための観光の整備

(観光旅行者の本町への来訪の促進)

第 16 条 町は、観光旅行者の本町への来訪の促進を図るため、地域内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、町内外における広域的に連携した観光の振興に関する取り組みなど必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第 17 条 町は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の提供、旅行関連施設の整備、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第 18 条 町は、観光旅行者の利便の増進のため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第 19 条 町は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第 20 条 町は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第 21 条 町は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

(広報等)

第 22 条 町は、町民の観光立町に対する意識の高揚、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取り組みへの参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第 3 章 富士河口湖町観光立町推進会議

(富士河口湖町観光立町推進会議)

第 23 条 町は、基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、富士河口湖町観光立町推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第 24 条 推進会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 委員は、町議会の議員、観光事業者、観光関係団体の長、観光に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 25 条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 26 条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 27 条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

富士河口湖町観光立町推進基本計画（後期計画）
（「富士河口湖町観光立町推進基本計画」後期計画策定業務 報告書）

平成 26 年 3 月

策定主体：富士河口湖町

策定業務受託：株式会社プランニングネットワーク

富士河口湖町観光立町推進基本計画（後期計画）
“ 住民一人一人が楽しく参画する観光まちづくりプラン ”

平成 26 年 3 月
富士河口湖町